

## 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係政令の整備に関する政令案について

### 1. 改正の趣旨

学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）が成立し（5月31日公布）、平成31年4月1日より、専門職大学が制度化されることとされた。

これを受け、専門職大学の前期課程及び後期課程に区分された課程について、設置及び修業年限の変更は文部科学大臣の認可に、その他の変更（課程区分の廃止）は文部科学大臣への届出に係らしめること等とする。

### 2. 改正内容

#### 一. 学校教育法施行令の一部改正

##### 専門職大学の前期・後期課程の設置等に係る文部科学大臣の認可及び届出 （第23条及び第23条の2関係）

1. 専門職大学が前期課程及び後期課程の設置及び変更を行う際は、文部科学大臣の認可を受けなければならないこととすること。
2. 専門職大学が前期課程及び後期課程を廃止する際は、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならないこととすること。

#### 二. その他関係政令の改正

改正法の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととすること。

### 3. 施行期日

この改正は、平成31年4月1日から施行するものとする。